**庄原市介護予防・生活支援サービス事業　サービス事業費単位数表**

平成29年２月６日

改訂　平成29年３月29日

改訂　平成30年９月10日

改定　令和元年９月13日

改定　令和３年３月23日

　庄原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（平成29年告示第12号。以下「実施要綱」という。）第９条に規定する市長が定めるサービス事業費単位数表（以下「単位数表」という。）は、つぎのとおりとする。

　なお、当該費用の算定に当たっては、以下に掲げるほかは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年２月10日厚生労働省告示第19号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問･通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年３月１日老企第36号）、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年３月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）に準ずるものとする。

　このほか、この単位数表における用語は、介護保険法（平成９年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、庄原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（平成29年庄原市告示第12号）、庄原市介護予防・生活支援サービス事業の指定基準（平成29年庄原市告示第14号）において使用する用語の例による。

１　介護予防訪問サービス費（１月につき）

イ　介護予防訪問サービス費(Ⅰ)　**1,176**単位

ロ　介護予防訪問サービス費(Ⅱ)　**2,349**単位

ハ　介護予防訪問サービス費(Ⅲ)　**3,727**単位

注１　利用者に対して、指定介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、指定介護予防訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ　介護予防訪問サービス費(Ⅰ)

介護予防・生活支援サービス計画等において１週に１回程度の指定介護予防訪問サービスが必要とされた者

ロ　介護予防訪問サービス費(Ⅱ)

介護予防・生活支援サービス計画等において１週に２回程度の指定介護予防訪問サービスが必要とされた者

ハ　介護予防訪問サービス費(Ⅲ)

介護予防・生活支援サービス計画等においてロに掲げる回数の程度を超える指定介護予防訪問サービスが必要とされた者（事業対象者及びその要支援状態区分が要支援２であるものに限る。）

注２　生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからトを算定しない。

注**３**　［事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合］

所定単位数の100分の90に相当する単位数。

なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注４　［特別地域加算］

１月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注５　［中山間地域における小規模事業所加算］

１月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注６　［中山間地域に居住する者へのサービス提供加算］

１月につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注７　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、生活援助訪問サービスを受けている間は、介護予防訪問サービス費は、算定しない。

注８　利用者が一の指定介護予防訪問サービス事業所において指定介護予防訪問サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問サービス事業所以外の指定介護予防訪問サービス事業所が指定介護予防訪問サービスを行った場合に、介護予防訪問サービス費は、算定しない。

ニ　初回加算　200単位

ホ　生活機能向上連携加算

（１）生活機能向上連携加算(Ⅰ)　100単位

（２）生活機能向上連携加算(Ⅱ)　200単位

注　ホの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

ヘ　介護職員処遇改善加算

（１）介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

（２）介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

（３）介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

（４）介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

（３）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

（５）介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

（３）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

注１　（１）から（５）まで、支給限度額管理の対象外

 注２　（４）（５）については、給付において廃止される同時期において廃止する。

ト　介護職員等特定処遇改善加算

（１）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

（２）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

注１　算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（１）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、（１）か（２）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注２　（１）から（２）まで、支給限度額管理の対象外

２　生活援助訪問サービス費（１月につき）

イ　生活援助訪問サービス費(Ⅰ)　 **941**単位

ロ　生活援助訪問サービス費(Ⅱ)　**1,880**単位

ハ　生活援助訪問サービス費(Ⅲ)　**2,982**単位

注１　利用者に対して、指定生活援助訪問サービス事業所の訪問介護員等が、指定生活援助訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ　生活援助訪問サービス費(Ⅰ)

介護予防・生活支援サービス計画等において１週に１回程度の指定生活援助訪問サービスが必要とされた者

ロ　生活援助訪問サービス費(Ⅱ)

介護予防・生活支援サービス計画等において１週に２回程度の指定生活援助訪問サービスが必要とされた者

ハ　生活援助訪問サービス費(Ⅲ)

介護予防・生活支援サービス計画等においてロに掲げる回数の程度を超える指定生活援助訪問サービスが必要とされた者（事業対象者及びその要支援状態区分が要支援２であるものに限る。）

注２　［事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合］

所定単位数の100分の90に相当する単位数。

なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注３　［特別地域加算］

１月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注４　［中山間地域における小規模事業所加算］

１月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注５　［中山間地域に居住する者へのサービス提供加算］

１月につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注６　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防訪問サービスを受けている間は、生活援助訪問サービス費は、算定しない。

注７　利用者が一の指定生活援助訪問サービス事業所において指定生活援助訪問サービスを受けている間は、当該指定生活援助訪問サービス事業所以外の指定生活援助訪問サービス事業所が指定生活援助訪問サービスを行った場合に、生活援助訪問サービス費は、算定しない。

ニ　初回加算　200単位

ホ　介護職員処遇改善加算

（１）介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

イからニまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

（２）介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イからニまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

（３）介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

イからニまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

（４）介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

（３）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

（５）介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

（３）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

注１　（１）から（５）まで、支給限度額管理の対象外

注２　（４）（５）については、給付において廃止される同時期において廃止する。

へ　介護職員等特定処遇改善加算

（１）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

（２）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

イからニまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

注１　算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（１）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、（１）か（２）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注２　（１）から（２）まで、支給限度額管理の対象外

３　介護予防通所サービス費（１月につき）

イ　介護予防通所サービス費

（１）　介護予防通所サービス費（Ⅰ）　**1,672**単位

（２）　介護予防通所サービス費（Ⅱ）　**3,428**単位

注１　基準告示に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、指定介護予防通所サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

（１）介護予防通所サービス費(Ⅰ)

居宅要支援被保険者のうち要支援１の者及び事業対象者のうち介護予防・生活支援サービス計画において１週に１回程度の指定介護予防通所サービスが必要とされた者

（２）介護予防通所サービス費(Ⅱ)

居宅要支援被保険者のうち要支援２の者及び事業対象者のうち介護予防・生活支援サービス計画において１週に２回以上の指定介護予防通所サービスが必要とされた者

注２　［事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合］

（１）介護予防通所サービス費（Ⅰ）　１月につき376単位を所定単位数から減算

（２）介護予防通所サービス費（Ⅱ）　１月につき752単位を所定単位数から減算

注３　［定員超過利用に該当する場合]

所定単位数の100分の70に相当する単位数

注４　［人員基準欠如に該当する場合］

所定単位数の100分の70に相当する単位数

注５　［中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算］

１月につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注６　［若年性認知症利用者受入加算］

１月につき240単位を所定単位数に加算

注７　利用者が指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定社会参加通所サービスを受けている間は、介護予防通所サービス費は、算定しない。

注８　利用者が一の指定介護予防通所サービス事業所において指定介護予防通所サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所サービス事業所以外の指定介護予防通所サービス事業所が指定介護予防通所サービスを行った場合に、介護予防通所サービス費は、算定しない。

ロ　生活機能向上グループ活動加算　100単位

注　　ロにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

ハ　運動器機能向上加算　225単位

注　　ハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

**ニ　若年性認知症利用者受入加算　240単位**

注　　ニの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における**若年性認知症利**

**用者受入加算**の取扱に準ずる。

**ホ　栄養アセスメント加算　50単位**

注　　ホの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における**栄養アセスメン**

**ト加算**の取扱に準ずる。

**へ　栄養改善加算　200単位**

注　　への算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における**栄養改善加算**の

取扱に準ずる。

**ト　口腔機能向上加算**

**（１）口腔機能向上加算（Ⅰ）　150単位**

**（２）口腔機能向上加算（Ⅱ）　160単位**

注　　トの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における**口腔機能向上加算**の取扱に準ずる。

**チ**　選択的サービス複数実施加算

（１）選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）　480単位

（２）選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）　700単位

**リ**　事業所評価加算　120単位

注　　事業所評価加算の算定にあたっては、事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成18年９月11日老振発第0911001号・老老発第0911001号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長連名通知。以下「事業所評価加算事務通知」という。）の４（４）①及び②に準じて評価基準値の算出等を行うこととする。

なお、算出式については、厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ＆Ａ【平成28年4月18日版】」問２の回答に基づき、次の①及び②の算定式を満たすこととする。

①選択的サービスの受給者割合の算出

　　　　　評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数

＝　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　≧0.6

　　　　　評価対象期間内に介護予防通所サービスを利用した者の数

※１　利用した者の数は介護予防通所サービスの利用者数も含む。

②評価基準値の算出

　　　　　　　　要支援状態区分の維持者数(A)＋改善者数(B)×２

＝　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　≧0.7

　　評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能

向上サービスを３月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数（C）

※２　維持者数(A) には、要支援状態区分の維持者のほか、以下も含めて計算する。

　　　　・要支援１・２が更新により、事業対象者となった場合

　　　　・事業対象者が継続して事業対象者である場合

※３　改善者数(B)には、要支援状態区分の改善のほか、事業対象者からサービス事業の対象外となった場合（ただし、要介護者になった者は除く。）

※４　更新・変更認定を受けた者の数(C)には、要支援認定の更新・変更認定を受けた者のほか、事業対象者として継続している者及び事業対象者からサービス事業の対象外となった者の数も含む。

**ヌ**　サービス提供体制強化加算

**（１）サービス提供体制強化加算(Ⅰ)**

**①　要支援状態区分等がイの注１（１）である利用者　 88単位**

**②　要支援状態区分等がイの注１（２）である利用者　176単位**

**（２）**サービス提供体制強化加算**(Ⅱ)**

①　要支援状態区分等がイの注１（１）である利用者　 72単位

②　要支援状態区分等がイの注１（２）である利用者　144単位

**（３）**　サービス提供体制強化加算**(Ⅲ)**

①　要支援状態区分等がイの注１（１）である利用者　 24単位

②　要支援状態区分等がイの注１（２）である利用者　 48単位

**注　　（１）から（３）まで、支給限度額管理の対象外**

**ル**　生活機能向上連携加算　200単位

**①　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　100単位**

**②　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　200単位**

注１　運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位とする

**注２　ルの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。**

**ヲ　口腔・栄養スクリーニング加算**

**（１）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　20単位**

**（２）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　５単位**

注１　**ヲ**の算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における**口腔・栄養スクリーニング加算**の取扱に準ずる。

**ワ　科学的介護推進体制加算　40単位**

注１　**ワ**の算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における**科学的介護推進体制加算**の取扱に準ずる。

**カ**　介護職員処遇改善加算

（１）介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

イから**ワ**までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

（２）介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イから**ワ**までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

（３）介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

イから**ワ**までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

（４）介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

（３）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

（５）介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

（３）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

注１　（１）から（５）まで、支給限度額管理の対象外

注２　（４）（５）については、給付において廃止される同時期において廃止する。

**ヨ**　介護職員等特定処遇改善加算

（１）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

イから**ワ**までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

（２）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

イから**ワ**までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

注１　算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（１）の算定に当たっては、**サービス提供体制強化加算（Ⅰ）**を算定していることを要件とする。なお、（１）か（２）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注２　（１）（２）については、支給限度額管理の対象外

４　社会参加通所サービス費（１月につき）

イ　社会参加通所サービス費

（１）　社会参加通所サービス費（Ⅰ）　**1,337**単位

（２）　社会参加通所サービス費（Ⅱ）　**2,742**単位

注１　基準告示に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定社会参加通所サービス事業所において、指定介護予防通所サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

（１）社会参加通所サービス費(Ⅰ)

居宅要支援被保険者のうち要支援１の者及び事業対象者のうち介護予防・生活支援サービス計画において１週に１回程度の指定社会参加通所サービスが必要とされた者

（２）社会参加通所サービス費(Ⅱ)

居宅要支援被保険者のうち要支援２の者及び事業対象者のうち介護予防・生活支援サービス計画において１週に２回以上の指定社会参加通所サービスが必要とされた者

注２　［事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合］

（１）社会参加通所サービス費（Ⅰ）　１月につき300単位を所定単位数から減算

（２）社会参加通所サービス費（Ⅱ）　１月につき600単位を所定単位数から減算

注３　［定員超過利用に該当する場合]

所定単位数の100分の70に相当する単位数

注４　［人員基準欠如に該当する場合］

所定単位数の100分の70に相当する単位数

注５　［中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算］

１月につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算（ただし、支給限度額管理の対象外）

注６　利用者が指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所サービスを受けている間は、社会参加通所サービス費は、算定しない。

注７　利用者が一の指定社会参加通所サービス事業所において指定社会参加通所サービスを受けている間は、当該指定社会参加通所サービス事業所以外の指定社会参加通所サービス事業所が指定介社会参加通所サービスを行った場合に、社会参加通所サービス費は、算定しない。

ロ　生活機能向上グループ活動加算　100単位

注　　ロにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

ハ　運動器機能向上加算　225単位

注　　ハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

**ニ　栄養アセスメント加算　50単位**

注　　ニの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における**栄養アセスメン**

**ト加算**の取扱に準ずる。

**ホ　栄養改善加算　200単位**

注　　ホの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における**栄養改善加算**の

取扱に準ずる。

**へ　口腔機能向上加算**

**（１）口腔機能向上加算（Ⅰ）　150単位**

**（２）口腔機能向上加算（Ⅱ）　160単位**

注　　**へ**の算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における**口腔機能向上加**

**算**の取扱に準ずる。

**ト**　選択的サービス複数実施加算

（１）選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）　480単位

（２）選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）　700単位

**チ**　事業所評価加算　120単位

注　　事業所評価加算の算定にあたっては、事業所評価加算事務通知の４（４）①及び②に準じて評価基準値の算出等を行うこととする。

なお、算出式については、厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ＆Ａ【平成28年4月18日版】」問２の回答に基づき、次の①及び②の算定式を満たすこととする。

①選択的サービスの受給者割合の算出

　　　　　評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数

＝　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　≧0.6

　　　評価対象期間内に社会参加通所サービスを利用した者の数

②評価基準値の算出

　　　　　　　　要支援状態区分の維持者数(A)＋改善者数(B)×２

＝　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　≧0.7

　　評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能

向上サービスを３月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数（C）

※１　維持者数(A) には、要支援状態区分の維持者のほか、以下も含めて計算する。

　　　　・要支援１・２が更新により、事業対象者となった場合

　　　　・事業対象者が継続して事業対象者である場合

※２　改善者数(B)には、要支援状態区分の改善のほか、事業対象者からサービス事業の対象外となった場合（ただし、要介護者になった者は除く。）

※３　更新・変更認定を受けた者の数(C)には、要支援認定の更新・変更認定を受けた者のほか、事業対象者として継続している者及び事業対象者からサービス事業の対象外となった者の数も含む。

**リ**　サービス提供体制強化加算

**（１）　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)**

**①　要支援状態区分等がイの注１（１）である利用者　 88単位**

**②　要支援状態区分等がイの注１（２）である利用者　176単位**

（２）サービス提供体制強化加算**(Ⅱ)**

①　要支援状態区分等がイの注１（１）である利用者　 72単位

②　要支援状態区分等がイの注１（２）である利用者　144単位

（３）　サービス提供体制強化加算**(Ⅲ)**

①　要支援状態区分等がイの注１（１）である利用者　 24単位

②　要支援状態区分等がイの注１（２）である利用者　 48単位

注　　（１）から（３）まで、支給限度額管理の対象外

**ヌ　口腔・栄養スクリーニング加算**

**（１）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　20単位**

**（２）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　５単位**

**注１　ヌの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。**

**ル　科学的介護推進体制加算　40単位**

**注１　ルの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱に準ずる。**

**ヲ**　介護職員処遇改善加算

（１）介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

イからルまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

（２）介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イからルまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

（３）介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

イからルまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

（４）介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

（３）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

（５）介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

（３）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

注１　（１）から（５）まで、支給限度額管理の対象外

注２　（４）（５）については、給付において廃止される同時期において廃止する。

ワ　介護職員等特定処遇改善加算

（１）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

イから**ル**までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

（２）介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

イから**ル**までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

注１　算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（１）の算定に当たっては、**サービス提供体制強化加算（Ⅰ）**を算定していることを要件とする。なお、（１）か（２）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注２　（１）（２）については、支給限度額管理の対象外

５　第１号介護予防支援費（１月につき）

イ　第１号介護予防支援費**438**単位

ロ　初回加算　300単位

**ハ　委託連携加算　300単位**

**注１　ハの算定要件等については、令和３年度介護報酬改定後の介護予防支援における委託連携加算の取扱に準ずる。**

注　　住所地特例による財政調整においては、１件あたり438単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に438単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。

＜適用日＞

**この単位数表は、令和３年４月１日以後のサービス事業の実施について適用し、同日前の実施については、なお従前の例による。ただし、令和３年９月30日までの間は、介護予防訪問サービス費イからハ又は生活援助訪問サービス費イからハ及び介護予防通所サービス費（１）から（２）又は社会参加通所サービス（１）から（２）について、それぞれ所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。**